

# 豊橋バドミントン協会規約

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、豊橋バドミントン協会と称し、事務所を豊橋市内に置く。

(組織)

第 2 条 本会は、アマチュア競技団体として、市内のバドミントン愛好団体を以て組織する。

(目的)

第 3 条 本会は、市内バドミントン団体の中軸となって健全な普及発展を図り、市民体位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 競技の指導及び普及に関すること。
2. 各種競技大会の開催に関すること。
3. 技術（審判技術等の研究を含む）の研究。
4. その他の本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(役員)

第 5 条 本会に下記の役員を置く。

1. 会長 1 名、副会長 若干名、理事長 1 名、理事 若干名、監事 2 名、評議員 若干名
2. 役員の他に名誉役員として顧問・参与をおくことができる。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は評議員会で決定する。会長は本会を代表し、会務を統轄する。

第 7 条 副会長は評議員会の決議により会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

第 8 条 理事長は理事の互選により会長が委嘱する。理事長は会長の指示を受け本会の事務を執行する。

第 9 条 理事は評議員会において各加盟団体、学識経験者、その他より選出し、会長が委嘱する。理事は理事会を構成し本会の運営を行う。

第 10 条 監事は評議員より選出し、会長が委嘱する。監事は本会の会計を監査する。

第 11 条 評議員は加盟団体より各 1 名を選出する。評議員は選出団体を代表し評議員会に出席し本会に関する諸事項を審議する。

(任期)

第 12 条 役員の仕事の任期は 2 年とする。ただし、再任はさまたげない。補欠役員の仕事の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の仕事の任期は他の役員の仕事の任期とし、任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行うものとする。

第 13 条 評議員会は会長が招集し、本会に関する重要事項を審議する。

1. 評議員会は毎年 1 回開催する。ただし、会長は必要に応じ開催することができる。
2. 評議員会の仕事の審議については出席者の過半数をもって決定とする。
3. 2) 項の仕事の議事につき可否同数であるときは会長の採否により決定する。

(専門委員会の設置)

第 14 条 本会は会長の承認を得て、専門委員会を設置することができる。委員会に関する規定は別に定める。

(専門委員会の仕事)

第 15 条 委員は会長が委嘱し、委員長は理事のうちから会長が選出する。委員会は委員長が招集し、それぞれの専門の事項に関し協議する。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以て終わる。

(会計)

第 17 条 本会の経費は下記に掲げるものとする。

1. 会費
2. 補助金
3. 寄附金
4. その他の収入

(会費)

第 18 条 本会の会費は、1 団体につき 5000 円とする。

(規約の改正)

第 19 条 本会の規約の改正は、評議員会において 3 分の 2 以上の出席で審議し、改廃することができる。

(慶弔)

第 20 条 役員の仕事の慶弔に関しては本人の場合 3 万円以下、1 親等までの身内の場合 1 万円以下で慶弔金（花輪を含む）を贈ることとする。

(細則)

第 21 条 規約の施行に関する必要な事項の細則は理事会の決議を経て会長がこれを定める。

(附則) 本会の規約は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 57 年 4 月 1 日 制定

平成 18 年 4 月 1 日 一部改正